

意見提出者	東日本電信電話株式会社
1. 項目	特定商取引に関する法律の「書面交付義務」における書面交付手段の明確化について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>特定商取引に関する法律の書面交付義務において、「書面を交付」との記載はあるが、電子メール等の電磁的記録による書面の交付が認められるか否かについては条文上明記されていないため、郵送による書面交付を行っている。</p> <p>電子メール等の電磁的記録による書面交付は、申込者への速やかな通知による迅速な商取引や企業等におけるコスト削減（紙等消耗品費や郵送費等）に繋がるが、現行法では確信を持って実施する根拠規定がない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	特定商取引に関する法律 第4条、第5条、第18条、第19条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	迅速な商取引の推進や企業等のコスト削減ができるよう、特定商取引に関する法律の「書面交付義務」における書面交付手段について、消費者保護に影響の無い範囲で電子メール等の電磁的記録による書面交付を法令上明記して頂きたい。